

～ご連絡をいただいた、あなたにお届けする～

おしどり通信

April 2020

重田典康 Vol.28

税理士法人サム・ライズ
料金後納郵便
お客様と共に
走り続けるパートナー
ゆうメール



こんにちは！今年の桜は早かったですね。夏に向かうこれからの季節が一年で一番大好きです。木々が一齐に芽吹き、日に日に葉の新緑が力強い緑に変わっていくのを見ると、エネルギーがみなぎってきます！よーし！今年度も頑張るぞ！と気合が入ったところで、今月もおしどり通信スタートです。



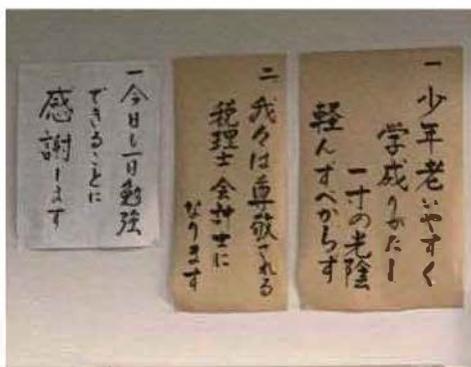
3月3日は特別な日

3月3日は私にとって特別な日です。なぜなら私が母になった日(息子賢史朗の誕生日)であり、大好きだった母の命日だからです。今年母の3回忌でした。

3月2日(月)	
税理士試験	169日
日経筆記	104日
全経筆記	132日

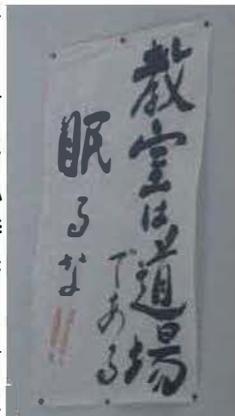
21年前のお正月、大きなお腹を抱えて実家に里帰りしました。余談ですがなんと私、妊娠中ピーク時には体重が80Kg超えてました(笑)。さぞかしデカイ子供が出てくるのかと思ったら、3,152gのフツウの男の子でビックリ！！子供が生まれても体重は大して減らず、その後3年間70Kgをキープし続けてました(笑)。すぐにできると思っていた2人目ができず「あれ？もしかしてこのまま一人っ子か？」と思い、あわててダイエットしたのは言うまでもありません。

そんな賢史朗も今年21歳。おしどり通信にも何度か登場しましたが、今は岐阜の森均先生率いる会計プロフェッショナルコースで税理士資格取得を目指して勉強しています。今回、三回忌で帰省した帰りに、1年半ぶりに会計プロの朝礼を見学させていただきました。教室に貼られている身のひきしまる言葉の数々…。



そして、礼儀正しい門下生たち。教室に入るだけで背筋がのびます。朝礼は、挨拶から始まり、全員でのモーニングストレッチ、そして森先生からの訓話がある。

あり、その後生徒の一人がスピーチをします。今回は、賢史朗と同じく埼玉出身の福地君が、受験勉強に対する悩みや自分の考えをオープンに語ってくれました。聞いていて、私も自分が税理士試験で苦しかった時のことを思い出し、思わず涙。「苦しいよね。私もそうだったよ。でも継続は力なり！やり抜いた時に絶対に今の苦しみが自分のかけがえのない財産になるよ！」。心の中で福地君とみんなにエールを送りながら聞かせていただきました。しかし生徒たち、こんなスピーチをみんなの前で堂々とできるなんて本当に素晴らしいです！！私もみんなの前でスピーチをさせていただきましたが、話を聴く姿勢も真剣そのもので、全員話す人の目をしっかり見て、時折メモを取りながら真摯に聞いて下さいます。こんな環境で勉強ができるなんて、賢史朗は恵まれているなあ！しっかりやれよ！と励まし、岐阜を後にしました。



家に帰ってから、母の写真を見ながら母と生前に話した色々なこと、賢史朗が生まれた時のことなどを思い出しながら母と一緒に時間を過ごしました。「同じ人間なんやから、人にできて自分にできないことなんてない」子供の時からずっと言われていた母の言葉は、いつも私に勇気を与えてくれます。私も母のように、諦めない強い気持ちを持ち続けたい、そんなことを決意した今年の3月3日でした。



OSHIDORI STAFF 通信



MONTHLY COLUMN
私の部屋 シリーズ
第21話

尾身 はるか
OM HARUKA

改めまして、こんにちは！メイキットの尾身と申します。私は昨年末からメイキットの仲間入りをしました！入社から約5か月、毎日があっという間に過ぎ去っていきます…。同時にあっという間に4キロ太りました！

私は3年前からハーフマラソンを始め、大体毎年11月頃から少しずつ走る練習をして2月上旬の大会に向けて身体を絞ってきました。そして今年は趣味で参加してる地元のバスケ仲間から誘われて、人生初の市内駅伝に参加しました！ハーフマラソンは自己ベスト1時間49分、大体1キロ5分10秒くらいで走っているのですが、駅伝は距離が短く、私の走る1区は4.3キロのコース。しかも2区への中継地点で早々の切り上げスタートがありました。「1キロ5分じゃ間に合わない…。一区で早々赤帯になったら、もうバスケも行けない…」と、正月明けから青ざめていた私をサムライズ



今回一緒に戦った駅伝チーム まさにOne team

の皆さんが笑っていたこと、今も覚えています。本番の1月最終週。極寒の日に雨が降る中、ガクガク震えながら揉みくちやにてのスタート。



無事棒を渡し、前のめりに倒れ込む寸前(笑)

走ってる最中は「やめたい！寒い！辛すぎる!!!」の繰り返し。いつからこんなに走るのが嫌いになったんだろうか…結果としては無事白帯を繋げることが出来ましたが、それ以来一度も走ることなく今日を迎えています。

体を動かすことなく大好きなビールを飲む日々。それは太って当たり前です。ただ、最近あまりにもお洋服がキツくて焦った私は、駅伝以来2か月半ぶりに走りました。寒さと和らいた3月のある日、重い腰を決死の覚悟で持ち上げ、あれ以来足の通していなかったナイキのランニングシューズの紐を結び、相棒のガーミンウォッチを腕につけ、走り出すこと1,2キロ地点。驚愕の遅さ、そして絶望的な体の重さ。その瞬間、私にダイエットの神が降りてきました！！「絶対痩せる！このビール腹を筋肉へと変え、もう一度走る楽しさを取り戻す！！」そう決意してから、私の食生活や美意識はあっという間に変わってきました。気持ちから入るタイプなので、やる気スイッチが一番大事です。せっかく入ったやる気スイッチをキープしつつ、メイキットで仕事もチャキチャキこなせる様、頑張ります！！



相棒のガーミン

みなさま、どうぞ末永く、宜しくお願い致します。



尾身はるかの
お弁当の時間 ダイエットバージョン
お風呂のおべんとうは、はる香の手作り弁当。ダイエットに目覚めてからは、おかずも工夫をしています。それから、忘れてはならない、これ！→→「ヘルシア」(笑)



経営者であるあなたの業務量は増やさず
売上3億円の壁を
突破したい方は、他にいませんか？

4・5月開催
セミナー

2年で売上を2倍にする

未来計画の作り方セミナー

開催日時：4月9日(木)
5月13日(水) 14:00~16:30

講師：田中 亮 未来会計法人メイキット株式会社
コンサルタント

会場：未来会計法人メイキット株式会社
加賀市東区南6-27-28コンフォリア新館
イーストサイドタワーアネックス207号室

参加費：10,000円(税別)

お申込：インターネット こちら→
又は、メールにて。

info@miraikaikai-mabeit.com



April
2020

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット

事務所通信

4月は入学、就職、転勤など、新生活が始まる季節です。夢と希望に満ち溢れているこの時期、心も新たに頑張っていきたいと思います。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2020年4月号

■年収いくらまでなら控除が可能？
配偶者控除と配偶者特別控除

■4月から限度額の記載が
必要となる身元保証書

■2019年の産業・学歴別の初任給

■情報セキュリティ10大脅威と
企業のセキュリティ対策

■小笠原編集長
『今月はこれについて語ろう！』

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット

埼玉県川越市新宿町1-2-13 川建ビル2F A
TEL : 049-249-0222 / FAX : 049-249-0220

年取いくらまでなら控除が可能？ 配偶者控除と配偶者特別控除

人の異動が活発なこの時期に、改めて配偶者控除と配偶者特別控除について、確認をしておきましょう。

配偶者控除・配偶者特別控除とは

一定の要件に該当する配偶者がいる所得者（以下、本人）は、本人やその配偶者の合計所得金額に応じて、「配偶者控除」又は「配偶者特別控除」として、次の控除額を本人の合計所得金額から控除することができます。



所得控除	控除額（単位：万円）		
	配偶者の年齢*	所得税	住民税
配偶者控除	70歳未満	13～38	11～33
	70歳以上	16～48	13～38
配偶者特別控除		1～38	1～33

（※）その年12月31日現在の年齢

本人がサラリーマンであれば、年末調整の時期に「給与所得者の配偶者控除等申告書」（実際は、他の申告書との兼用様式「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」）を事業主へ提出することで、控除を受けることができます。提出忘れに注意しましょう。

対象となる配偶者とは

“一定の要件に該当する配偶者”とは、原則としてその年の年末時点で次の3つの条件すべてにあてはまる人をいいます。



対象となる“配偶者”の要件

- 婚姻届が提出されている配偶者であること
⇒ 内縁関係者は対象外です
- 納税者と生計が一緒であること
⇒ 一緒に暮らしているかどうかは関係ありません
- 青色申告者の事業専従者としてその年中に一度も給与の支払を受けていないこと、又は白色申告者の事業専従者でないこと

本人や配偶者の所得制限

「配偶者控除」や「配偶者特別控除」の適用には、下表の通り、所得制限があります。本人・配偶者いずれか一方が所得制限から外れてしまうと、適用できません。

所得控除	合計所得金額（令和2年分～）	
	本人	配偶者
配偶者控除	1,000万円以下	48万円以下
配偶者特別控除		48万円超 133万円以下

上表の合計所得金額について、本人は従来通りですが、配偶者は令和2年分（住民税は3年度分）から変わりました。ただし、所得が給与のみの場合、収入ベースでは本人は変わりましたが、配偶者は従来通りです。これらは、基礎控除額や給与所得控除額の改正の影響によるものです。

いずれにしろ、適用を受ける控除額は、本人や配偶者の合計所得金額に応じて異なります。それぞれの合計所得金額に注意を払い、控除額を導き出します。いくらになるか、次ページでご確認ください。



○配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額 - 令和2年分(住民税は令和3年度分)以降 -

配偶者		本人		
参考：給与のみの場合の年収	合計所得金額	参考：給与のみの場合の年収 ^{※1}		
		1,095万円以下	1,095万円超 1,145万円以下	1,145万円超 1,195万円以下
		合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		(上段) 所得税 (下段) 住民税		
103.0万円以下	48万円以下	38万円	26万円	13万円
		33万円	22万円	11万円
	70歳以上 ^{※2}	48万円	32万円	16万円
		38万円	26万円	13万円
103.0万円超 150.0万円以下	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
		33万円	22万円	11万円
150.0万円超 155.0万円以下	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
		33万円	22万円	11万円
155.0万円超 160.0万円以下	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
		31万円	21万円	11万円
160.0万円超 166.8万円未満	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
		26万円	18万円	9万円
166.8万円以上 175.2万円未満	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
		21万円	14万円	7万円
175.2万円以上 183.2万円未満	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
		16万円	11万円	6万円
183.2万円以上 190.4万円未満	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
		11万円	8万円	4万円
190.4万円以上 197.2万円未満	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
		6万円	4万円	2万円
197.2万円以上 201.6万円未満	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
		3万円	2万円	1万円

配偶者控除

配偶者特別控除

(※1) 所得金額の配偶者控除が適用される場合は、各金額に15万円を加えた金額。また、給与所得者の特定支出控除の適用を受ける場合は金額が異なる。
 (※2) その年の12月31日現在における配偶者の年齢が70歳以上の場合を指す。

4月から限度額の記載が必要となる 身元保証書

従業員が会社に何らかの損害を与えたときには、従業員は会社にその損害を賠償する責任を負う旨の規定を就業規則に設けていることは多いでしょう。さらに、この規定とあわせ従業員が入社するとき等に、従業員の家族等を保証人とする身元保証書の提出を求められることがあります。今回、民法が改正されたことに伴い、この身元保証に関し限度額を定める必要があります。その内容を確認しておきましょう。

労働基準法における損害賠償の規定

労働基準法に、賠償の予定を禁止する規定があります。これは、雇用契約期間の途中で退職したときに違約金を払わせる定めをしたり、会社に損害を与えたときに〇〇円を払わせるといった定めをしたりすることを禁じたものです。禁じた目的は、これらの定めをすることによって、従業員の退職の自由を不当に奪うことがないようにするためです。

そのため、あらかじめ違約金や賠償額の金額を決めずに、現実に従業員の責任により発生した損害について、賠償を請求すること自体を定めることは、問題ありません。

民法の「保証」に関する改正

このように労働基準法では、従業員に対する賠償の予定は禁止していますが、保証人に対して賠償を求めることや、その賠償額について定めることを禁止する規定はありません。ただし、民法等に保証人に関する規定があり、これに従う必要があります。

今回、その民法が改正されました。具体的には、保証人が支払いの責任を負う金額の上

限となる極度額（上限額）の記載がない場合、契約自体が無効となります。これは、保証人が、保証人となる時点でどれだけの債務（賠償額）が発生するかが明確になっていないことで、実際に保証すべき損害が生じたときに、想定外の債務を負うことになるケースがあるからです。

そこで、保証人が想定外の債務を負うことを避けるために、「〇〇円」等と明瞭にその極度額を定めることが求められることになりました。

民法改正に伴い必要な対応

入社するとき等に提出を求める身元保証書には、保証人に対する賠償について、次のような具体的な賠償額を定めていない文言となっているケースが多いと考えられます。

従業員が会社に損害を与えたときで、従業員が賠償できないときは、保証人が連帯して賠償する責任を負う。

このような身元保証書については、2020年4月1日以降の締結では、具体的な金額の記載が求められます。ご注意ください。

今回の身元保証に関する改正は、2020年4月1日の施行です。2020年3月31日までに締結された身元保証書は、改正前の民法が適用となるため、既に提出済みの書面をすぐに締結し直す必要はありません。身元保証書の提出は、法律で義務付けられたものではないため、この改正を機に、身元保証書の提出の必要性から検討してもよいかもしれません。

2019年の産業・学歴別の初任給

新年度の始まりである4月は、新卒採用を行った企業にとっては新入社員を迎える季節です。ここでは、初任給に関するデータを産業や学歴別にご紹介します。

大学卒は20万円以上で推移

厚生労働省が2019年（令和元年）12月に発表した調査結果*から、2019年の産業・学歴別の初任給をまとめると、下表のとおりです。

産業計の初任給では、大学卒は男性が2年連続の21万円台、女性は3年連続の20万円台になっています。なお、男女別の対前年増減率は、高校卒以外は女性の方が高い傾向がみられました。

2019年の産業別の初任給をみると、大学卒では男性、女性ともに、学術研究、専門・技術サービス業が最も高くなりました。高校卒では、男性は建設業、女性は情報通信業が最も高い状況です。また、産業計との比較では、情報通信業だけが学歴、男女別すべて産業計を上回りました。

初任給の増加傾向は数年来続いています。今年の初任給はどうなるのでしょうか。

2019年産業、学歴、男女別初任給（千円）

産業	大学院修士課程修了			大学卒			高専・短大卒			高校卒		
	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性
産業計（2019年）	238.9	239.0	238.3	210.2	212.8	206.9	183.9	184.7	183.4	167.4	168.9	164.6
産業計（2018年）	238.7	239.9	234.2	206.7	210.1	202.6	181.4	182.9	180.4	165.1	166.6	162.3
産業計（2017年）	233.4	233.4	232.4	206.1	207.8	204.1	179.2	180.6	178.4	162.1	164.2	158.4
鉱業、採石業、砂利採取業	270.9	271.2	268.1	219.8	223.9	213.5	-	-	-	169.7	170.4	153.5
建設業	245.3	245.7	241.6	216.7	218.2	211.2	189.4	191.7	181.5	176.1	177.0	167.2
製造業	235.8	236.0	234.3	206.6	207.7	204.0	182.3	184.9	180.0	166.3	167.3	164.5
電気・ガス・熱供給・水道業	229.7	229.6	230.6	202.2	201.8	203.1	181.7	182.2	179.4	162.4	162.6	161.0
情報通信業	244.0	243.9	244.3	218.1	218.3	217.8	190.1	190.5	189.2	171.0	169.6	172.7
運輸業、郵便業	230.9	231.0	230.2	201.5	203.4	199.1	176.6	178.3	174.6	166.8	167.5	165.4
卸売業、小売業	235.7	236.2	233.9	211.0	213.8	207.0	180.5	181.2	179.4	168.4	170.7	166.2
金融業、保険業	246.7	246.1	249.7	207.3	213.9	201.7	172.3	190.8	167.6	158.5	165.8	158.0
不動産業、物品賃貸業	249.0	249.0	248.9	213.9	218.1	207.3	182.4	190.3	177.2	166.8	175.9	160.7
学術研究、専門・技術サービス業	245.5	243.6	252.2	227.2	229.0	223.8	180.0	183.7	174.5	167.4	167.6	166.7
宿泊業、飲食サービス業	169.6	-	169.6	200.8	203.7	199.0	176.5	176.0	176.1	167.8	169.7	166.7
生活関連サービス業、娯楽業	225.5	227.5	222.2	209.0	215.4	204.7	185.0	185.2	185.0	171.3	176.6	168.5
教育、学習支援業	242.3	244.4	237.8	209.4	215.3	206.7	183.1	183.1	183.1	168.1	170.1	163.5
複合サービス事業	227.8	231.7	223.1	184.9	184.0	185.7	161.3	161.5	161.1	159.7	166.1	154.6
サービス業（他に分類されないもの）	229.3	229.2	229.4	205.5	204.5	205.9	176.9	180.1	171.5	167.2	167.8	166.3

厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」より作成

※厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」

10人以上の常用労働者を雇用する民間事業所のうち、有効回答を得た事業所の中で新規学卒者を採用し初任給が確定している14,942事業所について集計したものです。なお、産業計の数値には、医療、福祉の分も含まれます。また、表の「-」は数字がありません。詳細は次の厚生労働省のサイトで確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/19/>

情報セキュリティ10大脅威と 企業のセキュリティ対策

情報セキュリティに関する事件や事故は、日々さまざまな形で発生しています。ここでは、独立行政法人情報処理推進機構（以下、IPA）が発表した「情報セキュリティ10大脅威2020」*1と、企業が行っているデータセキュリティへの対応状況*2をみていきます。

情報セキュリティの10大脅威

上記発表は、2019年に発生した社会的に影響が大きかったと考えられる情報セキュリティにおける事案を、IPAがランキングしたものです。そのうち「組織」の情報セキュリティにおける10大脅威は、表1のとおりです。

【表1】組織の情報セキュリティ10大脅威2020

1位	標的型攻撃による機密情報の窃取
2位	内部不正による情報漏えい
3位	ビジネスメール詐欺による金銭被害
4位	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃
5位	ランサムウェアによる被害
6位	予期せぬIT基盤の障害に伴う業務停止
7位	不注意による情報漏えい（規則は遵守）
8位	インターネット上のサービスからの個人情報の窃取
9位	IoT機器の不正利用
10位	サービス妨害攻撃によるサービスの停止

IPA「情報セキュリティ10大脅威2020」を決定 より作成

外部からの脅威が多い中、社内に原因のある脅威も含まれています。

企業の対応状況

次に総務省の調査から、企業のデータセキュリティやウイルスへの対応状況について、上位10項目をまとめると表2のとおりです。

【表2】データセキュリティやウイルスへの対応状況
上位10項目（複数回答、%）

パソコンなどの端末（OS、ソフト等）にウイルス対策プログラムを導入	81.1
サーバにウイルス対策プログラムを導入	59.6
ID、パスワードによるアクセス制御	50.5
社員教育	49.5
OSへのセキュリティパッチの導入	44.2
ファイアウォールの設置・導入	43.6
セキュリティポリシーの策定	35.9
アクセスログの記録	32.0
外部接続の際にウイルスウォールを構築	25.1
プロキシ（代理サーバ）等の利用	20.5

総務省「平成30年通信利用動向調査（企業編）」より作成

パソコンなどの端末（OS、ソフト等）にウイルス対策プログラムを導入する割合が最も高く、80%を超えています。また、サーバにウイルス対策プログラムを導入する割合も60%程度になっています。

企業でのセキュリティ対策は、機器やサービスの使用状況によって異なりますが、自社にとって必要な対策を講じなければなりません。上述のIPAでは、サイト上で各種の情報セキュリティ対策に関する情報提供を行っています。自社の対策に不安のある方は、こうしたサイトで確認してみたいでしょうか。

*1独立行政法人情報処理推進機構「情報セキュリティ10大脅威2020」を決定
2020年1月に発表されました。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/10threats2020.html>

*2総務省「平成30年通信利用動向調査（企業編）」

2019年5月に発表された2018年9月末時点の調査結果です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/ataat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200356&tstat=000001129917&cycle=0&ear=20180&month=0&tclass1=000001129918>

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からの大型連休に備え、休業日状況の確認を行いましょう。

2020年4月

お仕事備忘録

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
2. 時間外労働の上限規制（中小企業にも適用）
3. 社会保険料の変更
4. 被扶養者における国内居住要件の追加
5. 年次有給休暇の付与（4月1日付けで一斉付与の場合）
6. 労働者名簿の調製
7. 新入社員のオリエンテーション

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

2. 時間外労働の上限規制（中小企業にも適用）

大企業で2019年4月から適用されていた時間外労働の上限規制が、2020年4月からは中小企業にも適用されます。これにより時間外労働に罰則付きの上限時間が設けられ、労働基準監督署に提出する36協定の様式も変更になります。

3. 社会保険料の変更

2020年度の雇用保険料率は2019年度より変更はありません。健康保険料率、介護保険料率は3月分（4月納付分）から変更となります。

4. 被扶養者における国内居住要件の追加

2020年4月以降、健康保険の被扶養者および国民年金第3号被保険者の認定において、国内居住要件が追加されます。これにより、一部の例外を除き、海外で居住している家族を扶養に入れることができなくなります。

5. 年次有給休暇の付与（4月1日付けで一斉付与の場合）

4月1日付けで年次有給休暇を一斉に付与している場合は、勤続年数に応じた日数の付与を行いましょう。

6. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。

7. 新入社員のオリエンテーション

入社オリエンテーションでは、主に次のような事項を説明しなければならないので、もれのないように注意します。また新入社員への配付物あるいは新入社員からの提出物を確認しましょう。提出の必要な書類と提出期限を記載した資料を配付すると、提出もれを防止できます。

- ◆主な説明内容 ◇労働条件の説明 ◇社内ルール ◇諸届の方法 ◇年間行事予定
- ◆主な渡し物 ◇貸与物品 ◇配付物品
- ◆主な提出物 ◇誓約書 ◇身元保証書

お仕事 カレンダー

2020.4

取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に月末月初の資金繰りは要注意です。



日	曜日	六曜	項目
1	水	大安	
2	木	赤口	
3	金	先勝	
4	土	友引	清明
5	日	先負	
6	月	仏滅	
7	火	大安	
8	水	赤口	
9	木	先勝	
10	金	友引	●源泉所得税・復興所得税・住民税特別徴収分の納付（3月分）
11	土	先負	
12	日	仏滅	
13	月	大安	
14	火	赤口	
15	水	先勝	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
16	木	友引	●確定申告の提出期限（所得税）、所得税納付期限（現金納付） ●個人事業の消費税確定申告の提出期限、納付期限（現金納付） ●贈与税の申告の提出・納付期限
17	金	先負	
18	土	仏滅	
19	日	大安	穀雨
20	月	赤口	
21	火	先勝	
22	水	友引	
23	木	仏滅	
24	金	大安	
25	土	赤口	
26	日	先勝	
27	月	友引	
28	火	先負	
29	水	仏滅	昭和の日
30	木	大安	●固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払（3月分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の1月～3月の労災事故について報告）



**小笠原編集長の
今月は、
これについて語ろう!**

4月になりましたね! 本誌ならば桜の下で花見を♪と謳う季節ですが、今年はコロナの影響で控える人が多いですね。卒業式や入学式・入社式がなかったり、、、晴れやかな季節なのに、そう思えない今日この頃です。新たに半生になる人たち、社会人になる人たちはとても残念です(ノド)切切..。相手はウィルスなので見えないし、少しでもかからないように手洗いはきちんとしましょう♪さてそんな4月にですが! 新生活をおくる人も多いかと思えます。そこで今月のお題は..

**今月のお題
住むならここ! 住みたい場所は?**



kaori ishida
石田 香



ハワイです♥アラモアナショッピングセンターとワイキキビーチの近くに住んでみたいです。一昨年に両親とハワイに初めて行き、昨年モホルラマラソンで行き、ここで嫁いで思いっきり遊びたいな~と思ってしまいます! ハワイの現地の人は明るく優しいので、少し英語苦手でも大丈夫です。本当にハワイに住めたら観光業を営み、日本人をおもてなしします(^)/

emi ogasawara
小笠原 恵美



埼玉県LOVE♥なので、今のままで良いですが(笑)もし、埼玉県以外で... でしたら、【沖縄】です。なんせ寒いのが大の苦手(; ;)そして海が大好き! 日焼けなんてへっちゃら! 毎日泡盛飲んで、踊っていたいです(笑)休みには海に行って泳いだり。想像するだけでもワクワクしちゃいます。ただ1つ難点が。虫が本当に嫌いな私。沖縄のゴキブリがすごく大きくて...。虫さえいなければなあ~。

tatsuya kuroda
黒田 龍也



私は長崎県の大村市に住みたいと思っています。実は祖父母の家があり小学生の夏休みになると独りで飛行機に乗って遊びに行っていました。近くに山も海もない場所に住んでいたの、のんびりとした雰囲気と相まってとても気に入っておりました。今では祖父母も亡くなり訪れることはなくなってしまいましたが、老後お気に入りの場所で過ごせたらと思います。

masato shoji
東海林 将斗



住みたい場所を食べ物で選ぶとしたらラム肉のある北海道か、牡蠣のある広島ですね。北海道は前に行ったことがあるのですが、広島はまだ行ったことがないので、近々遊びに出かけてみたいです。山や海や川などが近くにあり、自然があふれる場所に住みたいなどは思いますが、なんだかんだやっぱり埼玉がいいなともなりそうな気がします。

maiko segawa
瀬川 舞子



「行ってみたいところ」はたくさんあるのですが、住んでみたいところ、は悩めますね。私は田舎でのびのびと育ったので、やはり少し不便でも自然が多い環境に住みたいです。サイパンの海の透明度にとっても感動しました。昔からニュージーランドには絶対に行きたいと憧れています♪自然は癒しだけではなく、怖さや厳しさも教えてくれます。そういう環境で子供にも育ててもらいたいですね。

saori nishizawa
西澤 さおり



20代の頃は、札幌に移住願望がありました。当時、スキーが趣味で、仕事帰りにサッとスキーに出かけられる札幌にあこがれが。札幌都市部であれば、地下鉄があるため、雪の苦勞も大したことはないと同僚に聞いたのも一要因。ガンガンに暖房をつけ、真冬に生ビールをいただく感動を覚えてもくれました。この同僚、札幌→横浜に移住した方で、札幌が一番! とよく話していました(笑)

haruka omi
尾身 はる香



一度は住んでみたいところ、この題についてとても熟考してみたのですが、私の生まれは東京下町(今も大好き)、ありがたいことに学生時代は海外に行かせてもらい、縁あって雪山近くにも住んだので、スノボ三味も堪能し、程よく都心から離れた今の家は近くに何でもあって交通の便も不満なし...今がとても幸せだと再認識しただけで、住みたいところが見つけられませんでした(笑)すみません。

mitsuyo fujioka
藤岡 充代

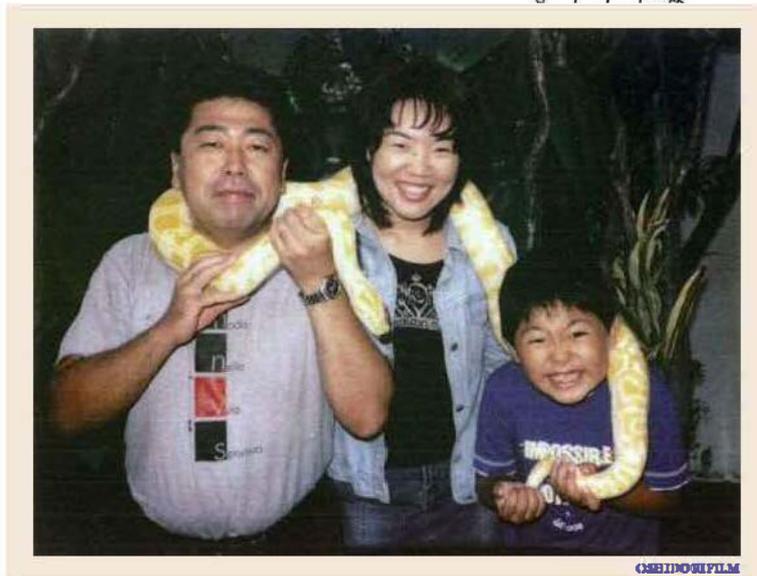


住みたい場所...色々ありますが、「鎌倉」でしょうか。ちょっと遊びに行く時、一番多く訪れている場所です。そして不思議なことに、若い時行っても、年を重ねてから行っても、誰と行っても、とても良い時間が過ごせて、居心地が良かったです。輪をかけて影響されたのが、以前放送されたドラマ、鎌倉が舞台となった「最後から二番目の恋」。このドラマをみて、鎌倉住んでみたい~気持ちが、とても強くなりました。

SOME-RIZE & MAKHITHISTORY

📷 思い出のこの一枚

A PHOTO OF MEMORIES



OSHIDORI FILM

📌 今月の一枚

15年くらい前かな? 群馬にある
ジャパンスネークセンターにて
ニシキヘビさんと撮った一枚。
ヘビさんの体はツルツルしてて
冷たかったことを今でも覚えて
います。ヒビリ笑顔な貴史君の
顔がウケる(笑)

by あゆみ

今月も最後までお読み頂きありがとうございました。

税理士法人サム・ライズ 未来会計法人メイキット株式会社

☆おしどり通信は、林公士郎・亜由美がご意見をいただいた方に毎月お届けしています。ご意見ご感想などお寄せいただけるととても喜びます☆

発行元：税理士法人サム・ライズ

〒350-1124 埼玉県川越市新宿町 1-2-13 川越ビル 2F A

TEL: 049-249-0222

FAX: 049-249-0220

e-mail: avumi-havashi@some-rize.net URL: <http://www.some-rize.io>

発行編集責任者：林 亜由美